

そういう制度があったんですね。会社が手続きしてくれるのでしょうか？子どもはすでに1歳ですし、転職してから数カ月経っていますが、大丈夫でしょうか？



時効は2年ですから大丈夫ですよ。ただし、この制度は本人が利用を申し出て初めて会社が手続きをしてくれる制度です。会社へ申し出る方法は、次のとおりです。

下記の必要書類を準備→会社の社会保険担当者へ提出（会社経由で年金事務所へ届け出）

- ◆ 厚生年金の養育特例制度の利用希望を申し出るための所定用紙「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書」（日本年金機構のホームページからダウンロード、または会社から渡される場合もあります）
- ◆ 戸籍抄本と住民票（3歳未満の子どもを養育していることを確認するためです）

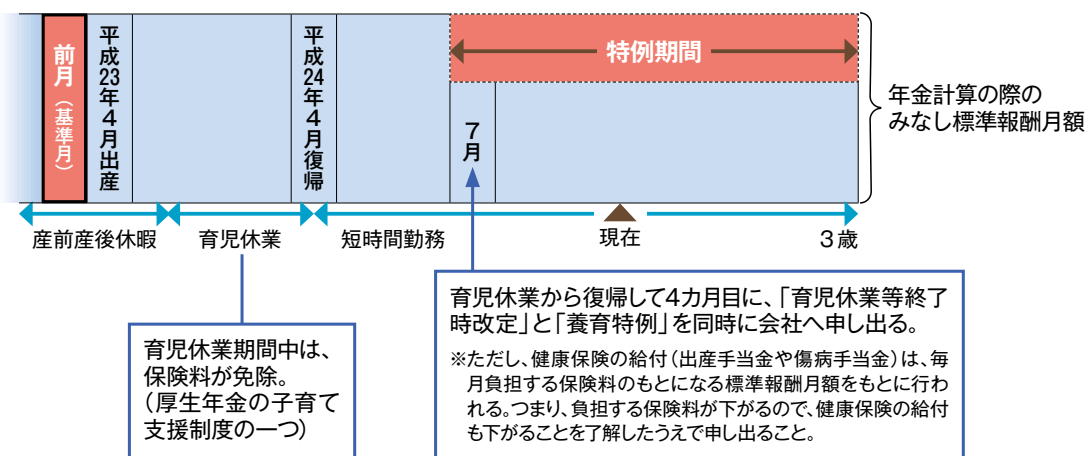


妻は共働きで4月に短時間勤務で復帰したのですが、妻もこの制度を利用できますか？

奥さまは、厚生年金の養育特例制度のほか、もう一つの子育て支援制度「育児休業等終了時改定」を利用できると思います。詳しくは、奥さまから会社の社会保険担当者に相談してみてください。



〔健一さんの妻の標準報酬月額〕



Topics

養育特例制度の申し出効果の確認

養育特例による年金記録は「ねんきんネット」で確認できます。ねんきんネットは最新の年金記録を24時間365日いつでも確認できる日本年金機構のシステム。養育特例の基準月（子どもが生まれた月の前月）より標準報酬月額が下がった月は、養育特例の届け出によって基準月と同じ標準報酬月額が表示されます。ただし、この制度は子どもが3歳になるまでの期間限定です。



厚生年金の子育て支援制度を利用するには

子どもが生まれたのをきっかけに転職した健一さんが、1歳の子どもを連れてねんきん相談カフェにやってきました。



昨年4月にこの子が生まれたのをきっかけに、残業や休日出勤が多かった会社から転職しました。収入は減りましたが、その分、天引きされる社会保険料も安くなりました。年金額にどんな影響がありますか？（健一・35歳）

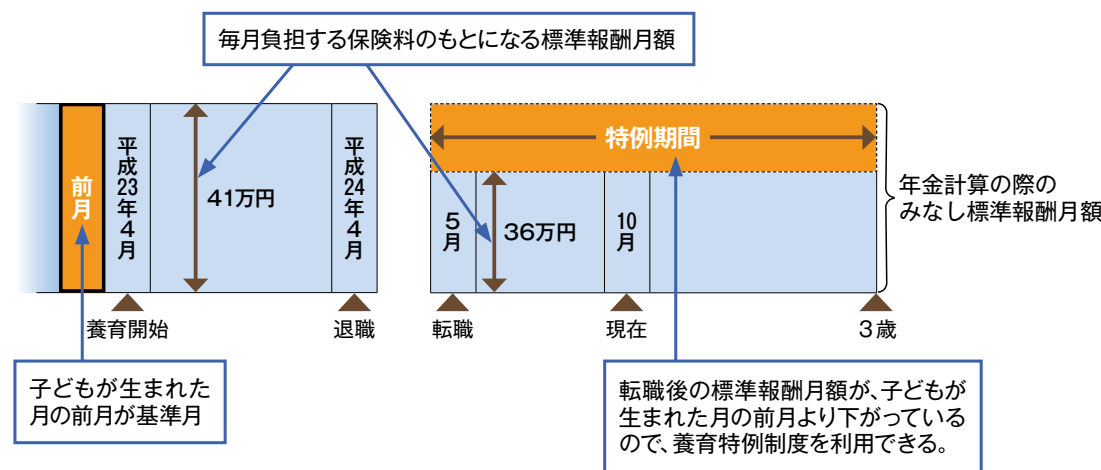
そうすると、将来の年金額低下を防ぐために、厚生年金の子育て支援制度の一つを使えそうですね。



厚生年金の養育特例制度とは

- ◆ 厚生年金は、給与相当額に応じた保険料を本人と会社が負担し、負担した保険料に応じて将来の年金額が計算されます。
- ◆ 給与相当額とは毎月の給与そのものではなく、標準報酬月額（給与額を等級で区分したもの）にあてはめたものです。標準報酬月額は、会社が届け出ることによって決定・改定され、年1回の9月改定のほか、昇給等の給与改定後に改定されることもあります。
- ◆ 子どもが3歳になるまでの間に給与が下がったことにより標準報酬月額が下がった場合に、下がる前の標準報酬月額に基づく保険料を払ったものとして将来の年金額を計算するしくみが「厚生年金の養育特例制度」です。

〔健一さんの標準報酬月額〕



横山玲子 社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
『パート・高齢者、非正社員の処遇のしくみ』（中央経済社・共著）などの著書がある。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>